

○宇和島市教育委員会傍聴人規則

平成17年8月1日

教委規則第4号

改正 平成27年3月9日教委規則第8号

(傍聴の手続)

第1条 宇和島市教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他必要事項を受付簿に記入し、係員の指示に従って静しゅくに傍聴席に入らなければならない。

(傍聴席)

第2条 傍聴席は、一般席と新聞記者席とする。

第3条 新聞記者席は、教育長の認定した市政記者又は教育長が特に許可したものとする。

(傍聴の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴の制限)

第5条 傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 帽子をかぶること。
- (2) 私語、談話又は拍手等をする事。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食をすること。
- (5) みだりに傍聴席を離れること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動をすること。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第8条 前条のほか、教育長は必要と認めるときは、適宜の措置をとることができる。

附 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成27年3月9日教委規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の宇和島市教育委員会傍聴人規則の規定(第1条を除く。)の適用については、この規則の施行の際現に在職する教育長(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。))による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。)が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する任期中に限り、なお従前の例による。